

JST 大学発新産業創出基金事業
スタートアップ・エコシステム共創プログラム

スタートアップ創出プログラム

KSAC-GAP ファンド

公募要領

(第 4 回)

公募 期間	2026 年 10 月 1 日 (木) ~ 2026 年 10 月 30 日 (金) 正午 (厳守)
----------	--

1.0 版



プログラム主催者

関西スタートアップアカデミア・コアリション ^{ケーサック} (KSAC)

2026 年 9 月 3 日

公募概要

本公募要領は、関西スタートアップアカデミア・コアリション（以下、「KSAC」という。）が募集するスタートアップ創出プログラム「KSAC-GAP ファンド」（以下、「本プログラム」という。）について記載しています。

1. 趣旨・目的

本プログラムでは、KSACの主幹機関およびSU創出共同機関である大学の研究成果の起業による事業化を支援します。研究成果と事業化の間のギャップを埋めるため、事業化に向けて達成すべきマイルストーン（研究開発および事業化に向けて節目となる中間目標）を設定し、ビジネスモデルのブラッシュアップ、試作品製作、仮説検証のためのデータ（実験結果、計算結果）等の整備を進めるための資金（GAP ファンド）をはじめ、採択された研究開発課題に対しては、研究代表者が所属する大学の起業支援人材が伴走型の支援を提供します。

2. 関西スタートアップアカデミア・コアリション（KSAC）

KSACは、関西圏の大学や、産業界、金融機関、自治体等100以上の機関が参画し、地域や組織を超えて連携しながら人材・研究課題・資金の好循環をつくり、関西圏における起業家の裾野拡大や大学発スタートアップ（以下、「大学等発SU」という。）の連続的創出により、世界に伍するスタートアップ・エコシステムの構築を目指すプラットフォームです。

なお、本プログラムの公募は、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、「JST」という。）が実施する大学発新産業創出基金事業を委託されたKSACが同事業の枠組みの中で募集を行うものであり、全4回の公募（これまで実施済みの公募および今回実施する公募を含む。）を予定しています。

3. KSACの主幹機関およびSU創出共同機関

KSACの主幹機関およびSU創出共同機関は下表の通りです。本プログラムに応募できる研究代表者は、KSACの主幹機関およびSU創出共同機関に所属している方となります（詳細は「2.4_応募要件」を参照。）。

主幹機関			
京都大学			
SU創出共同機関			
大阪大学	神戸大学	京都工芸繊維大学	奈良先端科学技術大学院大学
奈良女子大学	滋賀大学	滋賀医科大学	京都府立大学
京都府立医科大学	大阪公立大学	兵庫県立大学	奈良県立医科大学
京都先端科学大学	同志社大学	立命館大学	龍谷大学

大阪工業大学	関西大学	近畿大学	関西学院大学
京都産業大学	大阪医科薬科大学	関西医科大学	

目次

1. 大学発新産業基金事業	4
1.1. 本基金事業の目標.....	4
1.2. 本基金事業の目指す姿.....	4
1.3. 本基金事業の特徴.....	4
1.3.1. 本基金事業が想定する起業に向けたステップとマイルストーン設定	4
1.3.2. ビジネスからのバックキャストによる課題推進	6
1.4. 本公募要領での主な用語	6
2. 公募・選考.....	8
2.1. 募集するプログラムの概要.....	8
2.2. 募集するプログラムの詳細.....	8
2.2.1. 各プログラムの詳細	9
2.3. 支援期間.....	10
2.4. 応募要件.....	10
2.4.1. 研究開発課題の要件	10
2.4.2. 研究代表者の要件.....	10
2.4.3. 事業化推進機関の要件.....	11
2.4.4. 経営者候補人材の要件.....	12
2.4.5. その他の要件.....	12
2.5. 研究開発課題における共同研究.....	12
2.6. 研究代表者の応募の制限	13
2.7. 応募方法.....	15
2.7.1. 申請書様式	15
2.7.2. 申請書類作成時の注意事項.....	16
2.7.3. 提出方法.....	16
2.8. 研究開発課題の選考方法	17
2.9. 利益相反マネジメントの実施	17
2.10. 研究開発課題の審査項目、着眼点について	18
2.11. 募集期間・選考スケジュール	19
2.12. 本プログラムの全体の流れ.....	20

3.	採択後の研究開発課題の推進等について	22
3.1.	研究開発計画書等の作成	22
3.2.	研究開発課題の推進	22
3.2.1.	研究代表者の主な役割	22
3.2.2.	事業化推進機関の主な役割	22
3.2.3.	研究開発課題推進にあたっての留意事項	22
3.3.	起業支援人材による伴走支援	23
3.3.1.	起業支援人材の主な役割	23
3.4.	進捗報告と成果報告	23
3.4.1.	進捗報告会の開催	23
3.4.2.	成果報告	24
3.4.3.	起業の報告	24
3.5.	起業後の支援継続	24
3.5.1.	支援の種類と対象機関	24
3.5.2.	SU 直接支援	25
3.5.3.	継続支援	26
3.6.	研究開発費の執行	27
3.6.1.	研究開発費として認められる資金使途	28
3.6.2.	特許関連経費について	28
4.	申請書類提出先・問い合わせ先	30

1. 大学発新産業基金事業

大学発新産業創出基金事業（以下、「本基金事業」という。）は、スタートアップ育成 5 か年計画等を踏まえ、我が国における大学等発スタートアップ創出力の強化に向けて、研究開発成果の事業化や海外での事業展開の可能性検証を視野に入れた研究開発を推進するとともに、地域の中核となる大学等を中心とした産学官共創による大学等発スタートアップ創出支援等の実施を可能とする環境の形成を推進します。

なお、本基金事業は競争的研究費制度に該当します。

1.1. 本基金事業の目標

本基金事業は、スタートアップ育成 5 か年計画等を踏まえ、スタートアップの成長促進に関する施策を担う関係機関と連携しつつ、本プログラムを含む各種プログラムの推進を通じて、以下の目標の達成を目指します。

- ① 社会・経済にインパクトを生み、国際展開を含め大きく事業成長するポテンシャルを有する、大学等発 SU の創出を、質・量ともに格段に充実させること。
- ② 大学等発 SU の継続的な創出を支える、人材・知・資金が循環するエコシステムの仕組みを全国に形成すること。

1.2. 本基金事業の目指す姿

本基金事業に携わる者の間において、「1.1.本基金事業の目標」が達成された姿として、以下に掲げる状態を創出することを目指します。

- ① 大学等発 SU が創出する革新的な新製品または新サービスにより、社会課題が解決されて新たな価値が生まれ、我が国を含め国際社会全体の暮らしが豊かになる。
- ② 大学等発 SU の事業成長により、我が国の雇用創出とともに経済成長が実現する。
- ③ 社会・経済に価値をもたらす大学等発 SU の成功事例を積み重ねることで、より多くの人材が大学等発 SU の創出・育成を志す。
- ④ エコシステムの形成をけん引する中心的な大学等においては、ステークホルダーとコミュニケーションを重ねるとともに連携を図りながら、必要な学内のルールや体制を整える。

1.3. 本基金事業の特徴

1.3.1. 本基金事業が想定する起業に向けたステップとマイルストーン設定

スタートアップの創出を目指した研究開発は、新しい現象の発見等を目指す基礎研究とは異なり、スタートアップの設立に向けた事業化の観点からの研究開発が必要になり、さらに研究開発だけではなく、事業開発も必要となります。本基金事業および本プログラムでは、基礎研究の成果からスタートアップ

創出に至るまでの事業開発と研究開発を2つのステップに分けて考えます（参照：表1）。

ステップ1（応用研究）は、基礎研究の成果を商業的な可能性が評価できる段階まで引き上げるステップ、ステップ2（概念実証・スタートアップ組成）は、ビジネスとしての可能性の評価や実証（PoC）からスタートアップ組成に向けてPoCを継続的に実施して、実際に起業に至るまでのステップです。

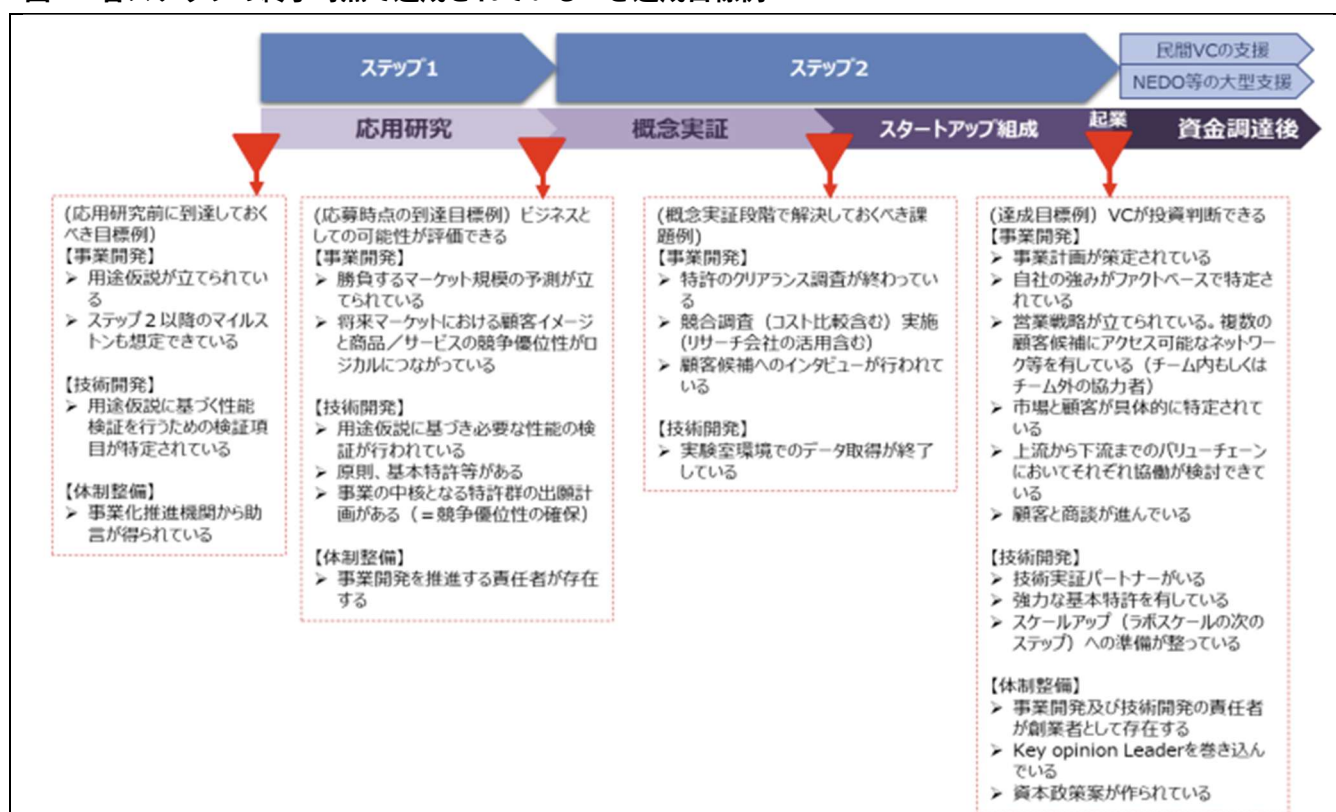
表1：ステップの定義

	ステップ1 応用研究	ステップ2	
		概念実証	スタートアップ組成
対象	基礎研究の成果について、ビジネスとしての可能性を評価できる段階まで引き上げることを目指す。	ビジネスとしての可能性の評価と実証（PoC）を行い、起業にあたってのクリアすべき課題の解決を目指す。	概念実証の取組に加え、大学等発SUの組成とVCが投資判断できるレベルに向けて、PoCを継続して実施する。

また、スタートアップの創出を目指した事業開発や研究開発では、基礎研究の成果と事業化のギャップを埋めるために、ステップ毎に事業化に向けて達成すべき事業化マイルストーン（節目となる中間目標）および研究開発マイルストーンを設定した上で、各ステップにおいてマイルストンの達成状況を評価し、次のステップに進むかどうかを判断するプロセスが重要となります。そこで、本プログラムにおいても事業化マイルストーンおよび研究開発マイルストーンを設定し、それらの達成に向けて集中的に事業開発や研究開発を推進します。

各ステップにおいて実施すべき具体的な事業開発や研究開発の内容は、技術分野や起業を目指す事業分野によって大きく異なりますが、一般的には試作品開発、仮説検証のためのデータ取得（実験結果、計算結果）、ビジネスモデルの構築、知財の確保、経営チームの構築等が中心となります。以下に各ステップの中間地点や終了時点で達成しているべきマイルストーンおよび達成目標例を例示します（参照：図1）。

図1：各ステップの終了時点で達成されているべき達成目標例



1.3.2. ビジネスからのバックキャストによる課題推進

本プログラムにおいては、事業化に向けて、技術シーズの成熟度を高めてから知財戦略やビジネスモデルを考える技術投影モデルではなく、当初から社会課題等のニーズや市場規模・動向等を踏まえたビジネスを見定めた上で、知財戦略と研究開発を一体的に行っていくビジネス反映モデルを検討して推進するように心掛けてください。

1.4. 本公募要領での主な用語

技術シーズ	事業化を目指す上で核となる研究成果等を指す。本プログラムにおける申請に当たっては、当該研究成果に関する特許を取得していることが望ましいが、特許出願中や特許を出願予定であるものや必ずしも特許出願を行わない研究成果（ソフトウェア等）に基づく応募も可能。例えば、大学等の研究成果として創出されたAI技術や、人文・社会科学の研究成果等を活用し、社会課題の解決を目指す案件等も対象となる。
研究開発課題	研究代表者が中心となり、本プログラムの支援を受けて事業化に向けたビジネスのブラッシュアップ、試作品製作、データ（実験結果、計算結果等）取得等を進める課題。
研究代表者	本プログラムにおける研究開発課題において研究開発に責任を有する研究者

	等。申請時点において、申請の核となるシーズの発明者である、もしくは発明に関わった者。
主たる共同研究者	研究開発課題を行う際、研究代表者の機関①（KSACの主幹機関もしくはSU創出共同機関）と異なる機関②において共同研究を実施する場合の機関②における共同研究者。機関②は、機関①と異なるKSACの主幹機関もしくはSU創出共同機関、または、KSAC以外のプラットフォームの主幹機関もしくはSU創出共同機関となる。※研究代表者の機関①に所属する共同研究者は主たる共同研究者ではありません。
事業化推進機関	研究成果の事業化に向けた事業開発に責任を有する機関。事業化に向けて必要なリソースを集め、そのリソースの活用によって事業化マイルストンの達成に必要な取り組みを推進すること等が求められる。
起業支援人材	本プログラムにおいて、KSACの参画大学等に所属し、起業活動支援を実施する者。具体的には、学内URA等の専門人材が想定され、大学内の案件発掘や、研究開発課題の進捗管理、事業化推進機関と協力した事業化推進活動等を実施する。
経営者候補人材	創業後のスタートアップの経営者（CEO）となる前提で、研究開発課題に参画する人材。
Demo Day	事業化に向けた研究代表者等の活動成果を発表する場（ピッチ、ブース展示等）

2. 公募・選考

2.1. 募集するプログラムの概要

本プログラムでは、KSACに参画する大学等の技術シーズを核にして、起業による事業化を目指す研究開発課題の中で、本基金事業におけるステップ1（応用研究）もしくはステップ2（概念実証・スタートアップ組成）に入ることが適切と判断される課題が支援対象となります。新しい現象の発見等を目指す基礎研究や、技術移転を目的とした研究開発課題は本プログラムの支援対象外となります。

2.2. 募集するプログラムの詳細

本プログラムでは、ステップごとに下記のプログラムの募集を行います。

ステップ	ステップ1				ステップ2
種類	通常枠	特別枠			通常枠
	①	②	③	④	⑤
プログラム名	KSAC-GAP IV	KSAC-GAP PSF	KSAC-GAP OD	KSAC-GAP BCB	KSAC-GAP PMF
支援金額 (直接経費・上限)	500 万円	1000 万円	1000 万円	1000 万円	6000 万円 (初年度 3000 万円)
支援期間	最長 1 年間				最長 2 年間
新規採択予定件数	17 件	11 件	8 件	9 件	15 件

※ 複数プログラムの併願申請はできません。研究開発面、事業化推進面の両面から研究開発課題の進捗状況を検証し、適切なプログラムへの申請をお願いします。

※ 令和3年度もしくは令和4年度に実施したKSACの起業活動支援プログラム（SCORE-GAP ファンドもしくはSTART-GAP ファンド）に採択された研究開発課題は、ステップ1の「OD」もしくはステップ2のみ申請可とします。なお、令和3年度と令和4年度に実施したKSACの起業活動支援プログラム（SCORE-GAP ファンドもしくはSTART-GAP ファンド）に2回採択された研究開発課題につきましては、ステップ2のみ申請可とします。

※ 過去の本プログラム（第1回・第2回・第3回）においてステップ1に採択された研究開発課題は、今回（第4回）の公募において、ステップ1に申請することはできません。

※ 過去の本プログラム（第1回・第2回・第3回）においてステップ2に採択された研究開発課題は、今回（第4回）の公募において、ステップ1またはステップ2のいずれについても、申請することはできません。

※ 過去の本プログラム（第1回・第2回・第3回）においてステップ1に採択された研究開発課題についての、ステップ1からステップ2への移行は、今回（第4回）の公募において改めて申請してください。

※ ステップ 2 に採択された研究開発課題においては、1 年目の第 4 四半期（予定）に中間評価を実施します。その結果次第で、2 年目に関してはプログラムの中止、研究開発費の減額、および研究開発期間の短縮が行われる場合があります。

※ 上表の採択件数は目安であり、該当する研究開発課題がない場合は、予定採択件数を下回る場合もあります。また、採択時に申請金額から減額して採択されることもあります。

※ 上表の支援金額は目安であり、記載の上限金額にかかわらず、案件の規模感に応じて適切な額を申請するようにして下さい。

2.2.1. 各プログラムの詳細

ステップ	プログラム名	支援対象課題	申請者
ステップ 1	①KSAC-GAP IV IV: Idea Verification	大学技術シーズに基づくプロダクトコンセプトをもとに、顧客の具体的なニーズの存在検証に取り組む研究開発課題	研究代表者
	②KSAC-GAP PSF PSF: Problem Solution Fit	顧客ニーズの存在を認識しているが、大学技術シーズがソリューションとして有効か否かの十分な検証を行う研究開発課題	研究代表者
	③KSAC-GAP OD OD: Overseas Deployment	海外での市場ニーズが十分な確度をもって予想されており、起業当初から海外での事業展開を目指す研究開発課題	研究代表者
	④KSAC-GAP BCB BCB: Back-Casted Business	将来の社会課題を解決（地域社会の課題の解決を図る場合を含む）するビジネスモデルの輪郭が定まっており、必要とされる技術の選択・組み合わせの検証を行う研究開発課題	研究代表者
ステップ 2	⑤KSAC-GAP PMF PMF: Product Market Fit	有望市場の中で十分な競争力を確保できるか否かの検証を中心に、VC が投資判断できるレベルにまで起業に向けた課題の解決を目指す研究開発課題	研究代表者 事業化推進機関

※ 申請者となる研究代表者、事業化推進機関の要件は、後記「2.4.応募要件」をご確認ください。なお、学生はステップ 1 の「KSAC-GAP IV」のみ申請可能です。

※ ステップ 2 は研究代表者と事業化推進機関との共同申請となります。

2.3. 支援期間

ステップ 1	最長 1 年間（2027 年 4 月 1 日～2028 年 3 月 31 日を予定）
ステップ 2	最長 2 年間（2027 年 4 月 1 日～2029 年 3 月 31 日を予定）

- ※ 本プログラムでは、KSAC での課題採択後に、後述する研究開発計画書などを JST に提出し、その内容が承認される必要があります（JST 承認までに、採択後から約 1 か月～2 か月程かかります。）。
- 助成開始時期（予算執行が可能となる時期）は、JST の承認後となります。
- ※ 実際の助成開始時期（予算執行が可能となる時期）は、課題採択後に、所属大学の受付担当部署にご確認ください。

2.4. 応募要件

2.4.1. 研究開発課題の要件

本プログラムで募集する研究開発課題は、以下の①～⑤のすべての要件を満たすこととします。

- ① KSAC の主幹機関または SU 創出共同機関の大学の技術シーズを核にして、起業による事業化を目指す課題であること。
- ② 国際展開を含め事業成長するポテンシャルを有する大学等発 SU の創出を目指し、当初から社会課題等のニーズや市場規模・動向等を踏まえたビジネスを見定めた上で、知財戦略と研究開発を一体的に行っていくビジネス反映モデルを意識して推進する課題であること。
- ③ 本プログラムにおいて募集するステップ 1、ステップ 2 の各プログラムが想定する達成目標やマイルストーン（中間時点での達成目標）が適切に設定されていること。なお、各プログラムが想定する達成目標やマイルストーンについては、別紙「参考資料_KSAC-GAP ファンド_達成目標とマイルストーン設定について」をご確認ください。
- ④ 本プログラム実施期間終了時期に予定されている Demo Day で、事業化に向けた研究代表者等の活動成果を発表できること。
- ⑤ 本プログラムの趣旨・目的に沿った研究開発や事業化活動を推進し、起業前の課題であること。

2.4.2. 研究代表者の要件

研究開発課題の研究代表者は、以下の①～④のすべての要件を満たすこととします。

- ① 応募時点、および研究実施期間において、KSAC の主幹機関もしくは SU 創出共同機関である国公立大学に所属する研究者、または学生（修士課程、博士課程）であり、かつ研究開発課題の核となるシーズの発明者である、もしくは発明に関わった者であること。また、研究実施期間を通じて代表者として責任を持って事業化に向けた研究推進ができること（研究実施期間中の研究代表者の交代はできません）。なお、応募にあたっては当該技術シーズに関する特許を取得していることが望

ましい（特許出願中や特許を出願予定であるもの、また、必ずしも特許出願を行わない技術シーズ（ソフトウェア等）に基づく応募も可能）。ただし、学部生は対象とはしない（6年制課程の学部等の5年生、6年生のうち、研究室に配属されている学生は研究代表者となることは可能）。

- ② 申請の核となる技術シーズを利用したスタートアップの設立等により、大学等の研究成果の社会還元等を目指していること。
- ③ 申請の核となる技術シーズについて、本プログラムを通じて創出されるスタートアップの実施に関してその技術シーズの発明者、シーズが帰属する機関等（特許出願人等）の同意が得られていること。
- ④ KSAC が目指すスタートアップ・エコシステムの形成について、その趣旨を理解の上、貢献する意志を有すること。

また、学生が研究代表者となる場合は、上記に加え、以下の⑤～⑦のすべての要件を満たすことも条件となります。

- ⑤ 応募できるプログラムはステップ1「KSAC-GAP IV」のみとなります。
- ⑥ 学生の修了等に関わらず、事業化に向けて継続的な体制構築および事業化推進を担保できること。（研究代表者の交代は原則として不可です。）
- ⑦ 学生および指導教員が双方署名の上、「学生と所属機関の間で、研究成果として生じる知的財産権の取扱いについて取り決め、合意したこと」を確認できる確認書を提出すること。

2.4.3. 事業化推進機関の要件

本プログラムでは、ステップ2「KSAC-GAP PMF」への申請は、事業化推進機関との共同申請を必須としています。以下の①～⑥のすべての要件を満たす事業化推進機関との連携構築に取り組みながら、本プログラムを実施していただきます。なお、共同申請を行った事業化推進機関は、面接審査等において、その申請の内容について、事業構想・事業開発等の観点からの説明を求められることがあります。

- ① 事業を構想する能力（起業前段階を含む大学等発SUの事業育成や資金調達に関する実績や戦略・計画の立案能力）を有していること。
- ② 大学等と連携しながら一体的に事業開発できる実績、能力および熱意を有しており、本プログラムにおいて大学等との良好な関係を構築できること。また、課題に複数機関が参画する場合、プロジェクト推進のために必要な連携関係が構築できること。
- ③ KSAC が実施する、事業化に不可欠な人材（経営者候補人材を含む）の確保・マッチングに協力するとともに、本プログラムを通じて経営者候補人材の育成を行うことができること。
- ④ 市場ニーズ把握や事業展開に強みを有し、そのニーズを踏まえて事業化に向けて必要なリソースを集め、事業開発を推進できること（国際的な市場ニーズの把握や事業展開に強みを有すると、なお望ましい）。

- ⑤ 設立に関与した大学等発 SU に対して出資できる機能を有しているか、または設立後に出資を呼び込むためのネットワーク等を有していること。
- ⑥ 日本の法人格を有すること。また、補助金交付等の停止および契約に係る指名停止等措置に該当していない機関であること。

2.4.4. 経営者候補人材の要件

研究開発課題の推進に当たっては、熱意とポテンシャルのある経営者候補人材の参画を推奨します（本プログラムへの申請時に参画している必要はありません）。経営者候補人材の要件は下記の通りです。

- ① 起業経験や創業期のスタートアップでの実務経験を通してスタートアップの経営能力を有している、または、起業やスタートアップのマネジメントに必要な知識・スキルを習得する能力と意欲を有していること。
- ② 本プログラムの支援を受けるにあたり、研究代表者または事業化推進機関のグループに参画し、人件費や活動費については研究代表者の所属機関から執行すること。

2.4.5. その他の要件

本プログラムの原資が公的資金であることに鑑み、本プログラムで創出を目指すスタートアップの事業計画は、市場構造の特性上やむを得ない場合を除き、応募時点で特定企業による買収のみを目標とした計画ではないこと（ただし、この要件は、創出を目指すスタートアップの事業計画が、課題を進める中で、応募時点の計画から進化することを制限するものではない。）。

2.5. 研究開発課題における共同研究

以下の①～②に示すいずれかのパターンの場合、研究代表者とは別に研究実施責任者（主たる共同研究者）を設定し、共同研究を実施することが可能です（3 機関以上の共同研究についても同様の考え方となります）。

- ① KSAC の主幹機関・SU 創出共同機関の間での共同研究（**研究代表者の所属大学は含まない**）
- ② KSAC の主幹機関・SU 創出共同機関と、他のプラットフォーム※の主幹機関・SU 創出共同機関の間での共同研究

上記②のパターンの場合、事前に KSAC と他のプラットフォームでの合意（例：知的財産の扱いの取り決め、エフォートなど）が必要となりますので、申請前に研究代表者が所属する大学の受付担当部署までお問い合わせください。

※ 他のプラットフォームは下表の通り。

プラットフォーム名	主幹機関
-----------	------

北海道未来創造スタートアップ育成相互支援ネットワーク (HSFC)	北海道大学
みちのくアカデミア発スタートアップ共創プラットフォーム (MASP)	東北大学
Greater Tokyo Innovation Ecosystem (GTIE)	東京大学 早稲田大学 東京科学大学
Tokai Network for Global Leading Innovation (Tongali)	名古屋大学
Peace & Science Innovation Ecosystem (PSI)	広島大学
Platform for All Regions of Kyushu & Okinawa for Startup-ecosystem (PARKS)	九州大学 九州工業大学
Tech Startup HOKURIKU (TeSH)	北陸先端科学技術 大学院大学 金沢大学
Inland Japan Innovation Ecosystem (IJIE)	信州大学

他のプラットフォームの主幹機関・SU 創出共同機関は JST の HP をご確認ください。

<https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/su-ecosys/project2023.html>

2.6. 研究代表者の応募の制限

- ① 同一の研究代表者は以下の＜対象となる制度＞のうち 2 つ以上の制度の支援を同時に受けることはできません。
- ② 同一の研究代表者が、同一の制度へ複数課題を申請することはできません。
- ③ ＜対象となる制度＞のいずれも支援を受けていない場合、複数の＜対象となる制度＞に申請することは可能ですが、いずれかの制度の採択が決定した段階で、採択が決定した制度の支援を受けて申請中の制度を辞退するか、申請中の制度の審査結果を待つために採択が決定した制度の支援を辞退するかを選択していただきます。
- ④ ＜対象となる制度＞のいずれかを実施中の場合の申請制限は、以下の通りです。
 - (a) 実施中の課題が最終年度以外の場合は、他の＜対象となる制度＞には申請することはできません。
 - (b) 実施中の課題が最終年度の場合、研究開発期間が複数年度である他の＜対象となる制度＞および研究開発期間の終了時期が実施中の制度よりも後となる単年度である他の＜対象となる制度＞には申請できます。ただし、採択された場合において、重複する研究開発期間がある場合、研究開始日の調整を行います。
 - (c) 実施中の課題が最終年度の場合においても、研究開発期間の終了時期が実施中の制度と同一または実施中の制度よりも前である単年度である他の＜対象となる制度＞には申請できません。
- ⑤ 下記の＜対象となる制度＞に加え、公的資金を原資とし、スタートアップの創出を目的とするその他の制度に関しても、同一の技術シーズを用いる場合は①、③、④と同様の扱いとします。

※ 上記記載は研究代表者に関する記載であり、事業化推進機関については原則、応募の制限はありません。

<対象となる制度>

起業を目指す取組を支援する事業※1

大学発新産業創出基金事業	重複制限
ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム	×
スタートアップ・エコシステム共創プログラム（本プログラム）内の研究開発課題	—
起業実証支援	×
可能性検証（【起業挑戦】の提案）	×
早暁プログラム ステージ2	×
研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）	重複制限
起業実証支援	×
ビジネスモデル検証支援	×
SBIR フェーズ1支援	×
大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援内の研究開発課題	×

※1 研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）および同プログラムで推進している各事業の詳細や大学発新産業創出基金事業の詳細については以下のホームページをご参照ください。

START 事業ホームページ：<https://www.jst.go.jp/start/>

大学発新産業創出基金事業ホームページ：<https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/>

技術移転を目指す取組を支援する事業※2

大学発新産業基金事業	重複制限
可能性検証（【企業等連携】の提案）	△
研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）	重複制限
SBIR フェーズ1支援	△

※2 SBIR フェーズ1支援および大学発新産業創出基金事業において「技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合」は、上記対象制度のうち起業を目指す他制度と2件同時に実施することが可能です（同一の制度へは起業／技術移転に関わらず複数課題を申請することはできません）。ただし、両方で技術シーズが異なることが条件となります。同一の技術シーズについて起業と技術移転で2

件同時に実施することができません。

△：技術シーズが異なれば実施可

※ それぞれの技術シーズが異なることが条件となります。同一の技術シーズについて起業と技術移転で2件同時に実施することはできません。

×：同時に実施不可

※ どちらの制度にも採択されていない場合、両方に申請することが可能です。ただし、一方の制度の採択が決定した段階で、当該制度を実施するか、他制度の審査結果を待つために当該制度を辞退するか選択していただきます。

※ どちらかのプログラムの研究代表者を務めている場合（最終年度である場合を除く）は応募できません。実施中の課題が最終年度である場合の申請制限は、上記④を参照してください。

※ 本基金事業のプログラム間で切れ目ない支援を実施する観点から、スタートアップ・エコシステム共創プログラム（本プログラム）で研究開発を実施している研究代表者が、早期に大規模な展開を求める場合、ディープテック・スタートアップ国際展開プログラムに同一の技術シーズで申請を行うことを認めます。ただし、両プログラムの重複実施は認められないため、ディープテック・スタートアップ国際展開プログラムに採択された場合、本プログラムの研究開発は当該プログラムの研究開発開始日までに中止とします。

ー：同時に申請不可（同一ファンドへの複数申請は不可）

2.7. 応募方法

2.7.1. 申請書様式

提出区分	様式番号	様式名	ファイル形式
ステップ1・ステップ2 共通	様式0	研究代表者要件確認書	Word
	様式1	研究開発課題の概要	Word
	様式2	課題予算案	Excel
	様式3	面接審査資料※ ¹	PowerPoint
ステップ1 学生案件のみ	ー	確認書	Word
ステップ2のみ	様式4	事業化推進機関および事業化推進者の概要	Word
	様式5	事業化推進機関の財務状況※ ²	Excel
	ー	事業化推進機関の決算報告書※ ³ または有価証券報告書（いずれも3期分※	PDF

		4)	
	—	(国税) 納税証明書※5	PDF

- ※1 様式 3 は書面審査を通過した研究代表者のみ提出が必須となります（提出期限は書面審査後に通知します）。
- ※2 有価証券報告書を提出する事業化推進機関は作成および提出は不要です。
- ※3 決算報告書として、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書（未作成の場合は提出不要）、事業報告書（未作成の場合は提出不要）をご提出ください。
- ※4 設立後 3 期を経過していない事業化推進機関は、設立後すべての決算報告書（または有価証券報告書）をご提出ください。また、設立後に決算期末到来の事業化推進機関は、直近の残高試算表をご提出ください。
- ※5 (国税) 納税証明書（その 1）は、直近 3 期において、経常利益がマイナスとなった期が 1 期でもある場合のみ、提出が必要です。複数の企業が共同して実施する場合（主たる共同事業化推進機関がある場合）は、決算報告書または有価証券報告書の提出が必須となる企業の内、直近 3 期において経常利益がマイナスとなった期が 1 期でもある企業があれば、当該企業分のみ提出が必須です。必須書類の提出がない場合は公平性の観点から要件不備として不受理とします。
- (国税) 納税証明書（その 1）については国税庁「[手続名]納税証明書の交付請求手続」(<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>) をご参照ください。

2.7.2. 申請書類作成時の注意事項

- 研究代表者をはじめ、研究開発課題に参画するすべての関係者（起業支援人材およびステップ 2 では事業化推進機関、経営者候補人材など）の協力のもと、申請書等を作成してください。
- ステップ 2 では、特に事業構想やプロジェクトマネジメントに関しては事業化推進機関が中心となって記載してください。
- 課題予算案の作成にあたっては、研究開発課題を推進するために必要な経費か、資金使途は問題ないか、研究代表者が所属する大学や JST の経費執行にかかる規程、ルール等に準拠しているか、案件の規模感に応じた適切な金額かを入念にご確認の上、作成するようにしてください。

2.7.3. 提出方法

- 「2.7.1 申請書様式」に記載の様式を、提出期限（2026（令和 8）年 10 月 30 日（金）正午【厳守】）までに、研究代表者が所属する KSAC の主幹機関または SU 創出共同機関の大学の受付担当部署宛にご提出ください。受付担当部署は後記「4. 申請書類提出先・問い合わせ先」をご参照ください。
- なお、「2.7.1 申請書様式」に記載の様式を提出する際には、様式ごとに下記の通りリネームのうえご提出ください。

様式番	リネーム後のファイル名
-----	-------------

号	
様式 0	00_様式 0_研究代表者要件確認書_〇〇大学_研究者氏名
様式 1	01_様式 1_研究開発課題の概要_〇〇大学_研究者氏名
様式 2	02_様式 2_課題予算案_〇〇大学_研究者氏名
様式 3	03_様式 3_面接審査資料_〇〇大学_研究者氏名
様式 4	04_様式 4_事業化推進機関の概要_〇〇大学_研究者氏名_事業化推進機関名
様式 5	05_様式 5_事業化推進機関の財務状況_〇〇大学_研究者氏名_事業化推進機関名
—	06_決算報告書_〇〇大学_研究者氏名_事業化推進機関名_決算年月（20〇年〇〇月）
—	07_納税証明書_〇〇大学_研究者氏名_事業化推進機関名
—	08_確認書_〇〇大学_研究者氏名

※ 様式 3 は書面審査を通過した研究代表者のみ提出が必須となります（提出期限は書面審査後に通知します）。

2.8. 研究開発課題の選考方法

研究開発課題の選考は、KSAC のスタートアップ創出プログラム運営委員会が選定した審査員により、書面審査および面接審査の二段階審査により行われます。

- 審査の過程はすべて非公開で進め、研究代表者および事業化推進機関と審査委員の利益相反を考慮して行います。
- 面接審査は、研究代表者および事業化推進機関（ステップ 2 のみ）に出席いただくほか、ステップ 2 については、担当の起業支援人材も陪席してください。起業支援人材はステップ 1 についても可能な限り陪席することが望ましく、ステップ 1 あるいはステップ 2 におけるその他の関係者の陪席の扱いについては、面接審査の事前案内に従ってください。
- 面接審査の開催日は、審査委員の都合をもとに決定します。発表者による日時の指定は行えませんので、予めご了承ください。

2.9. 利益相反マネジメントの実施

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JST の規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

① 選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、申請者等に関して、以下に示す利害関係者は選考に加わらないこととします。（具体的には、書類審査では利害関係のある案件の審査を行わないこと、申請者と面接等をする場合、利害関係者は退出すること、全体審議等では対象課題に関する発言をしないこと等。）

(a) 申請者等と親族関係にある者。

- (b) 申請者等と大学等の研究機関において同一の学科、専攻等に所属している者又は同一の企業に所属している者。ここでいう同一の学科・専攻等とは、最小の研究単位である研究室又は研究チーム等よりも一つ上のまとまりを指します。
- (c) 申請者等と同一の大学等の研究機関に所属している、本事業の運営に関わる者（計画書の参加者リストに氏名の記載がある者）、及び産学連携部門の者。
- (d) 申請者等と緊密な共同研究を行う者、或いは過去に行ったことがある者。（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者の研究課題の中での共同研究者等をいい、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者）
- (e) 申請者等と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- (f) 申請者等の研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。
- (g) その他、JST の事務局もしくはプラットフォームの事務局が利害関係者と判断した者。

② 提案者と研究参画予定機関との利益相反マネジメント

提案者（事業化推進機関および研究代表者）と、研究参画予定機関との間において、以下の利害関係に該当する機関がある場合は、申請書様式 1 に記載してください。なお、(a) 及び (b) については事業化推進機関、研究代表者のみではなく、事業化推進機関、研究代表者の配偶者及び一親等内の親族についても同様に取り扱います。

- (a) 事業化推進機関、研究代表者等の研究開発成果を基に設立した機関。（直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。）
- (b) 事業化推進機関、研究代表者等が役員（CTO を含み、技術顧問を含まない。）に就任している機関。
- (c) 事業化推進機関、研究代表者が株式を保有している機関。
- (d) 事業化推進機関、研究代表者が実施料収入を得ている機関。

2.10. 研究開発課題の審査項目、着眼点について

本プログラムにおける研究開発課題の審査については、下記の項目についてそれぞれの着眼点から総合的な判断のもと、採択する研究開発課題を決定します。

審査項目	着眼点
明確なマイルストーン設定	・ 基金事業が想定するマイルストーンが適切に設定されているか ・ 募集するプログラムごとに想定するマイルストーンが適切に設定されているか
技術シーズ・知財の状況	・ 新規性、独創性はあるか

	・技術開発力、実現可能性に問題はないか ・知財戦略は適切か
事業性	・ビジネスモデル（想定する商品、サービス、顧客等）は具体的か ・マーケットインする市場の規模、成長性、獲得見込みのシェア ・事業化までのプロセス（事業計画、資金計画）は妥当か
終了時点での目標達成に向けた実施体制	・研究開発課題を研究開発面、事業化面ともに着実に進められる体制が構築されているか
競合分析	・技術シーズに関して、競合技術に対する優位性は見られるか ・事業において、競合他社に対する優位性は見られるか、また、差別化は図れているか
ソーシャルインパクト	・社会、経済にインパクトを生み、国際展開を含め事業成長するポテンシャルを有しているか ・社会に対して新たな価値の創造につながっているか ・SDGs やカーボンニュートラルなど、社会課題の解決に資する提案となっているか（社会貢献性）

2.11. 募集期間・選考スケジュール

募集・選考のスケジュールは以下の通りです。

募集開始	2026（令和 8）年 10 月 1 日（木）
オンライン公募説明会	第 1 回：2026（令和 8）年 9 月 30 日（水）12:00-13:00 第 2 回：2026（令和 8）年 10 月 1 日（木）12:00-13:00 第 3 回：2026（令和 8）年 10 月 1 日（木）18:00-19:00 説明会の内容はすべての回において同じものとなります。
申請書等提出期限	2026（令和 8）年 10 月 30 日（金）正午【厳守】
一次審査（書面審査）	2026（令和 8）年 11 月 24 日（火）～2026（令和 8）年 12 月 11 日（金）
二次審査（面接審査）	下記のうち、いずれか 4 日または 5 日を予定 2027（令和 9）年 2 月 9 日（火） 2027（令和 9）年 2 月 10 日（水） 2027（令和 9）年 2 月 12 日（金） 2027（令和 9）年 2 月 15 日（月） 2027（令和 9）年 2 月 16 日（火）
採択結果（内定）の通知	2027（令和 9）年 2 月下旬頃
プログラム開始	2027（令和 9）年 4 月以降

なお、KSAC による課題採択後、当該課題の実施については、JST への研究計画書等の提出と JST による承認の必要があります。承認後、JST との関係契約の締結の手続きを行います。

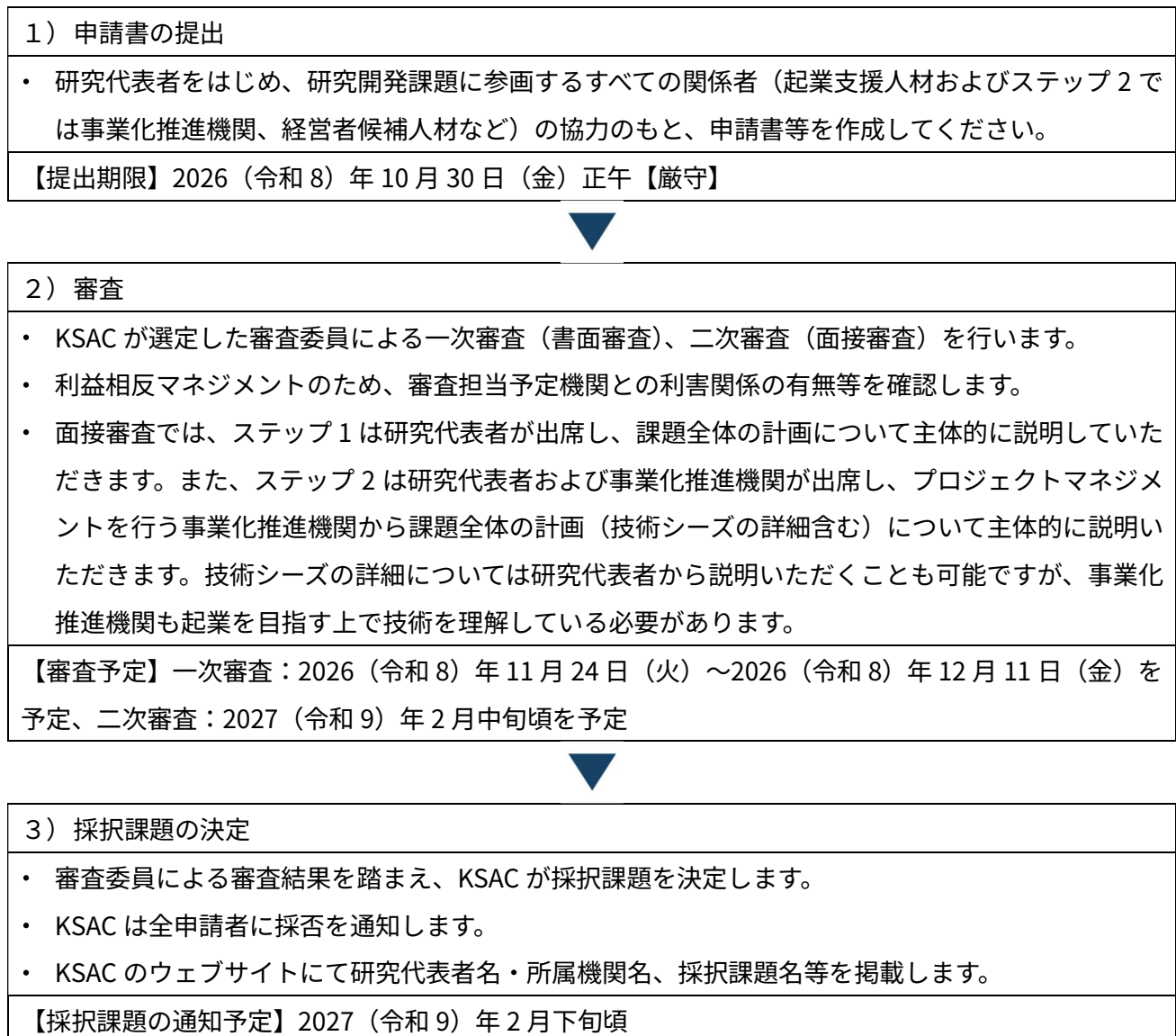
※ 上記の一次審査以降の日程は予定であり、今後変更される場合があります。

※ 上記の日程で本プログラムの公募に関するオンライン説明会を開催します。各回とも開催日の前日までに所定の方法によりお申し込みください。

※ 二次審査（面接審査）の日程は、一次審査（書面審査）を通過した申請者に対し、日時が確定次第、KSAC 事務局よりご連絡いたします。

2.12. 本プログラムの全体の流れ

提案から初年度の流れを中心に記載しています。



4) 研究開発計画書等の作成
ステップ 1 は研究代表者が、ステップ 2 は研究代表者と事業化推進機関が共同で JST に提出する研究開発計画書等を作成してください。
【提出期限】 2027（令和 9）年 2 月下旬～3 月上旬



5) KSAC-GAP ファンドのプログラム開始
- 主幹機関で各機関の研究開発書等を取りまとめた上で、JST に提出します。JST において、提出された研究計画書等が承認され次第、プログラムの開始および執行が可能となる見込みです。正式な開始日は、主幹機関および事務局を通じて各機関より通知致します。 - なお、JST による承認後、JST と各機関の間で共同研究契約を締結します。
【プログラム開始予定日】 2027（令和 9）年 4 月以降

3. 採択後の研究開発課題の推進等について

3.1. 研究開発計画書等の作成

本プログラムに採択された研究開発課題については、プログラム開始前に所定の研究開発計画書等を作成し、JST に提出する必要があります（詳細は採択決定後にご連絡します）。なお、JST へ提出した研究計画書等の内容によっては、JST により採択が取り消される可能性があります。

採択となった研究開発課題については、JST が指定する様式により、KSAC の HP ページ上で情報公開されます。

3.2. 研究開発課題の推進

本プログラムに採択後、研究代表者、または事業化推進機関は、下記に示すそれぞれの役割を認識し、設定したマイルストンの達成に向け、研究開発課題を推進してください。

3.2.1. 研究代表者の主な役割

研究代表者は研究開発に責任を有します。本プログラムを通じて、事業の核となるシーズについて、事業化に向けた研究開発を進めます。ステップ 1 では、所属大学 の起業支援人材や事業化推進機関と適宜相談しながら研究開発を実施し、ステップ 2 においては、起業支援人材や事業化推進機関のプロジェクトマネジメントの下、一体となって研究開発を実施します。

3.2.2. 事業化推進機関の主な役割

事業化推進機関は、本プログラムを通じ、研究代表者や起業支援人材に助言を行います。また、ステップ 2 の研究開発課題に共同申請者として参画する際は、研究成果の事業開発に対する責任を有します。シーズに関する深い理解の上で、市場の環境分析等を通じて創出を目指す大学等発 SU の適切な事業化計画とそれに必要な研究開発計画（達成目標および事業化マイルストーンおよび研究開発マイルストンの設定含む）を策定し、研究開発課題をリードすると共に、民間からの投資の獲得（自身による投資判断の俎上に載せることを含む）に向けた事業育成を行います。また、起業に向けた体制構築のため、KSAC が行う経営者候補人材のマッチングに協力するとともに、必要に応じ、自ら経営者候補人材の選定・推薦の実施や、研究開発課題への参加を通じた経営者候補人材の育成を期待します。

3.2.3. 研究開発課題推進にあたっての留意事項

- ステップ 1 の研究開発課題においては、研究者自身の研究開発成果の起業に向けた新たな視点を得ることを目的に、研究代表者が主体となって、起業支援人材や事業化推進機関等と協力して、想定

顧客候補等に対するヒアリングを数件実施してください。

- ステップ 2 の研究開発課題において、より大規模な展開を早期に求める場合、本プログラムにおける実施期間中に、本基金事業の「ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム（D-Global）」への応募を可能とします。ただし、採択された場合、本プログラムにおける支援はその時点で中止することとなります。詳細については、所属大学の起業支援人材に相談してください。
- 本プログラムの実施期間終了時期に合わせ、研究開発課題の事業化に向けたビジネスモデルや研究開発成果を発表する機会として Demo Day の開催を予定しています。本プログラムに採択された研究開発課題の研究代表者は全員ご参加いただくこととなります。
- 研究開発課題の推進にあたっては、起業のタイミングを精査し、起業後の発展に向けて、起業チームが国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、「NEDO」という。）やベンチャーキャピタル（以下、「VC」という。）等、次のステップのステークホルダーとして想定される機関との対話等を早めに始め、ステークホルダーによる投資等の見極めの目線も意識の上、適切なタイミングで起業するよう留意してください。

3.3. 起業支援人材による伴走支援

本プログラムに採択された研究開発課題には、研究代表者が所属する大学の起業支援人材が伴走支援を行います。起業支援人材は、下記に示す役割を認識し、研究代表者や事業化推進機関との連携により、研究開発課題を推進します。

3.3.1. 起業支援人材の主な役割

起業支援人材は、KSAC 内において案件発掘を行うほか、研究者と協働した本プログラムへの応募に向けた用途仮説設計やマイルストーン設計の実施、研究開発課題の進捗管理、事業化推進機関と協力した事業化推進活動等を実施します。

3.4. 進捗報告と成果報告

3.4.1. 進捗報告会の開催

研究開発課題が採択された場合は、起業支援人材主催により定期的（2～3 か月に一回程度）に進捗報告会を開催してもらいます。設定したマイルストーン達成に向け、研究開発面、事業化面ともに研究計画書に記載したとおりに進捗しているかを起業支援人材により確認します。都度の開催日時は関係者間で調整してください。

3.4.2. 成果報告

本プログラムの実施終了後、JST に対して、終了後 2 か月以内に成果報告を行う必要があります。詳細については、実施終了時期に、別途ご連絡させていただきます。また、プログラム実施終了後も、その後の事業化の進捗状況等について、適宜ご報告いただくことがございます。

3.4.3. 起業の報告

本プログラムの実施期間中または実施後に起業した場合は、JST への報告が必ず必要となります。起業する前に必ず起業支援人材に相談し、起業支援人材を通して KSAC の事務局までご連絡ください。

3.5. 起業後の支援継続

本プログラムでは、本プログラムの支援を受けて起業したスタートアップが、創業初期における VC による出資や NEDO による支援などシード期の支援に円滑に進むよう、スタートアップの創業初期の一定段階にある研究開発課題に対して、事前の確認・承認を経て支援を継続して行うことを可能とします。なお、支援を受けるにあたっては、事前の確認・承認が必要となります。

3.5.1. 支援の種類と対象機関

大学等発 SU の起業後に受けることが可能な支援には、

- ① 現状のプロジェクト推進体制とプロジェクトを通じて創出した大学等発 SU で実施する継続支援（以下、「SU 直接支援」という。）
- ② 大学等発 SU を含めず、現状のプロジェクト推進体制のみで実施する継続支援（以下、「継続支援」という。）

があり、「SU 直接支援」と「継続支援」を合わせて「起業後支援」という。それぞれの支援の対象となる機関は下表の通りとなります。詳細は JST 「[起業後支援の手引き](#)」を参照してください。KSAC における具体的な手続きについては、各所属機関の担当者にご確認下さい。また、手続きにはかなりの時間（4～5 カ月前までに要申請）を要しますので、起業の時期が判明しましたら、速やかに主幹機関もしくは事務局にご連絡ください。

<起業後支援の対象となる機関>

	SU 直接支援	継続支援
大学等	○	○
事業化推進機関	○ (ただし予算措置無し)	○ (ただし予算措置無し)

大学等発 SU	○	－（支援無し）
---------	---	---------

3.5.2. SU 直接支援

（１）支援対象

- 本プログラムのステップ２で採択され、実施期間中にその成果を基に起業する研究開発課題に対し、現状のプロジェクト推進体制に加え、創出された大学等発 SU への支援を行います。ステップ１は SU 直接支援の対象外となります。
 - 大学等発 SU での研究開発・事業開発、および大学等で行うことの蓋然性が高い研究開発を支援します。事業化推進機関は継続して参画することが求められますが、起業後の予算措置はありません。
- ※ 大学等発 SU で負担することが妥当な CEO 他、雇用者の人件費（研究員を除く）や家賃、事業化推進機関で計上することが妥当な活動費を大学等発 SU や大学等に計上することは認められません。

（２）支援条件

- 大学等発 SU 設立日が当該研究開発課題の実施期間内であること。
- 対象となる大学等発 SU は日本法人であること（外国法人は対象外）。
- ステップ２における事業化推進機関が継続して実施体制に含まれていること。
- 大学等発 SU が資金調達を行うための研究開発の課題が明確であり、支援を必要とすること。
- 適切かつ現実的な事業計画が策定されていること。
- 本支援終了後に履行可能な資金獲得計画が整っていること。
- なお、本支援で目指すマイルストーンを達成した場合、支援する事業化推進機関または他の投資機関が投資委員会等の意思決定に付議することを条件とし、出資検討確認書の提出を求めます（出資実行の確約までは求めません。）。
- ステップ２では、大学等発 SU の組成と VC が投資判断できるレベルを目指しており、大学等発 SU が起業時に VC から調達できない場合、当初計画や投資要件に変更があったと考えられる。そのため、起業時に事業化推進機関が投資しない場合、申請時に事業化推進機関の考え方を示すこと。

（３）支援期間

- 支援開始日から最長１年間（研究開発課題の現状の実施期間終了後１年間を上限）とします。ただし、本基金事業が終了する 2029（令和 11）年度末までとします。支援期間についての仮想例は JST「起業後支援の手引き」をご覧ください。
- 原則として、SU 直接支援は大学等発 SU の設立日以降可能な限り早期に開始となりますが、例外的にスタートアップ支援の開始を起業後６ヶ月以内かつ現状の実施期間の範囲で調整することも可能です。ただし、申請時にその理由を提示し、審査で承認される必要があります。

(4) 支援額

- 共創プログラムにおいては「KSAC-GAP ファンド」における研究開発課題全体で上限 2 千万円（直接経費）の増額支援を希望することが可能です。

※ 上限金額は現状の実施期間を通した年度あたりの平均委託研究費を原則とします。

- JST は委託研究契約に基づき間接経費（上限 30%）を機関に別途支払います。

(5) 申請期限

- KSAC における承認審査を経た上で大学等発 SU 設立予定日の 3 ヶ月前までに、必要書類を JST に送付する必要がありますので、KSAC 内の承認審査手続きにかかる時間を考慮し、大学等発 SU 設立予定日の原則 5 カ月までに、申請書を KSAC 事務局に、所属機関を通じて提出してください。

(6) 審査方法

- KSAC において外部有識者等による委員会を構成し、面接審査の実施を予定しています（ステップ 2 採択時における GAP ファンドの審査体制と同等の構成を想定）。その審査結果を JST が確認、承認します。

(7) JST からの委託研究費の用途および使用

- 当該研究開発課題において真に必要な研究開発および事業開発の費用のみが対象となります。委託研究費を用いて収入を得る行為は不可とします。また、事業開発においては、研究開発に付随して必要となる費用（例えば今後の研究開発の方向性を検討するために行う調査費等）が支援対象となり、営業や拡販にかかる費用への支出は出来ません。
- 委託研究費はすべて大学等発 SU または大学等で使用します。

(8) その他

- 支援が認められた場合、必要に応じ変更契約手続き（大学等発 SU の場合は新規契約手続き）を行います。
- 本支援で新たに JST と新規契約する大学等発 SU は、KSAC の「SU 創出共同機関（PF 発 SU）」として扱います。

3.5.3. 継続支援

(1) 支援対象

- 本プログラムで採択され、実施期間中にその成果をもとに起業する研究開発課題に対し、現状のプロジェクト推進体制（起業した SU は含まない）への支援を行います。継続支援では、ステップ 1 も対象となります。
- SU 直接支援を希望しない場合のみならず、SU 直接支援を否認された場合も継続支援を希望することが可能です。
- 大学等で行うことの蓋然性が高い研究開発を支援します。

※ 大学等発 SU で負担することが妥当な CEO 他、雇用者の人件費、家賃、事業化推進機関で計上することが妥当な活動費などを大学等に計上することも認められません。

(2) 支援条件

- 大学等発 SU 設立日が当該研究開発課題の実施期間内であること。
- ステップ 2 で継続支援を受ける場合、事業化推進機関が継続して実施体制に含まれていること。
- 大学等発 SU が資金調達を行うための研究開発の課題が明確であり、支援を必要とすること。
- 適切かつ現実的な事業計画が策定されていること。
- 本支援終了後に履行可能な資金獲得計画が整っていること。

(3) 支援期間

- 大学等発 SU 設立日から 1 年以内または研究開発課題の現状の実施期間終了日のうち短い方の期日までとします。支援期間についての仮想例は JST「起業後支援の手引き」を参照してください。

(4) 支援額

- 現状の予算額の範囲内で実施することが可能です（増額支援は行いません。）。

(5) 申請期限

- KSAC における審査を経た上で、大学等発 SU 設立日（予定で構いません）の原則として 4 ヶ月前までに、申請書を KSAC 事務局に、所属機関を通じて提出してください。

(6) 審査方法

- KSAC において審査を予定しています。その審査結果を JST が確認・承認します。

(7) JST からの委託費の用途および使用

- 原則、研究開発の費用が対象となります。ただし、委託費を用いて収入を得る行為は不可といたします。
- 委託費はすべて大学等で使用することとします。

(8) その他

- 継続支援の途中で SU 直接支援を追加で希望することはできません。

3.6. 研究開発費の執行

本プログラムに採択された研究開発課題の研究開発費（GAP ファンド）は JST より配分されますので、JST が定める経費執行ルールや、研究代表者が所属する大学の経費執行ルールを順守し、公正かつ効率的な使用に努めてください。

※ JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本プログラム特有のルール・ガイドラインを設けています。詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等を参照してください。

「大学発新産業創出基金事業 令和 8 年度委託研究契約に係る書類（大学等）」

3.6.1. 研究開発費として認められる資金使途

研究開発費は、研究開発の実施に直接的に必要な経費（研究代表者が研究成果の事業化に向けて、事業化マイルストーンおよび研究開発マイルストーンを設定の上、これらマイルストンの達成に向けて研究成果と事業化の間のギャップを埋めるために必要な活動（例：ユーザーおよび用途の設定、試作品開発、ビジネスモデルのブラッシュアップ、仮説検証のためのデータ取得、潜在顧客へのヒアリング、技術実証の実施、市場・規制・競合技術の調査等）に使用する費用）であり、以下の使途に支出することができます。

a 物品費	新たに設備・備品・消耗品等を購入するための経費
b 旅費	研究担当者および研究計画書記載の研究参加者等の旅費
c 人件費・謝金	本研究のために雇用する研究者等（研究担当者を除く）の人件費、人材派遣、講演依頼謝金等の経費 ※ 大学等において運営費交付金や私学助成金等により、国から人件費を措置されている者の人件費は支出できません。 ※ 研究計画書に研究参加者としての登録がある者（経営者候補人材を除く）は謝金対象とすることはできません。
d その他	a、b、c の他、研究開発とプログラム推進を実施するための経費 外注費としては、研究開発要素を含まず、役務仕様が予め決まっており、作業のみを外注する請負契約についてのみ直接経費での計上が認められています。

JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本プログラム特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等を参照してください。

「大学発新産業創出基金事業 令和 8 年度委託研究契約に係る書類（大学等）」

3.6.2. 特許関連経費について

本プログラムでは大学等発 SU 創出力の強化に取り組むこととしており、特に国際的に活躍するスタートアップを創出するためには、海外を含めた特許権取得は非常に重要となります。本プログラムでは、以下の①から③の要件をいずれも満たすことを条件として、本プログラムの研究開発費とは別に、特許関連経費を支援します。支援の詳細につきましては、各所属機関の本プログラム担当部署にお問い合わせください。

- ① 研究開発期間中に得られた研究成果、または、研究開発期間中に知財戦略を構築した結果、出願が必要となった成果（本研究開発期間開始前の成果）の出願であること。
- ② 原則、KSAC が JST から本基金事業を委託されている期間中（令和 9 年度末まで予定）の出願であること。
- ③ 大学等の単独出願もしくは KSAC の大学等の共同出願（共同出願が可能なのは KSAC 内の複数大学等で本プログラムを共同実施した際に得られた研究成果に基づく特許出願の場合のみ）であること。

- ※ 特許出願する場合、事前に知財戦略を十分検討してください。
- ※ 知財戦略上必要な場合、国内出願が済んでいる特許の外国出願（PCT 出願を含む）も対象となります。
- ※ 支出にあたっては、知財戦略および特許出願について記載のある計画書が JST で承認されている必要があります。
- ※ 成果の創出に寄与した研究費制度等において、特許出願に関して制約がある場合には、事前にその制約を確認してください。
- ※ 支援対象となる特許関連経費は、出願料（外国含む）、登録料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用、翻訳費用（上限は 1 言語につき税抜き 100 万）等、出願・審査・権利化にかかる経費となります。ただし、維持年金、登録維持年金（登録料と不可分な場合は可）、訴訟等に関する費用などは対象外です。判断が難しい場合は起業支援人材を通して KSAC に相談してください。
- ※ 採択した研究開発課題の実施期間が令和 9 年度末を超える場合は、当該研究開発課題に限定して、実施期間中（令和 10 年度末まで）の特許出願を可能とします。
- ※ 権利が大学等に帰属している特許を外国出願する場合は、JST の「知財活用支援事業」も活用できますので、ご相談ください。国費による支援の重複を回避する観点から、同一内容の特許出願（外国出願を含む）に対して、本プログラムの支援以外の国費または国費を財源とする資金による支援はできません。また、本プログラム以外の国費または国費を財源とする資金による支援においては、支援を受けるための要件が別途定められている場合がありますので、事前に十分ご確認ください。
- ※ 本プログラムの成果によって出願した特許については、JST への届け出（「事前申請」もしくは「通知」）が必要になりますので、詳細については、ご所属の機関の知財担当者へ相談、もしくは最新の事務処理説明書等を参照してください。

4. 申請書類提出先・問い合わせ先

研究代表者が所属する大学の担当部署が、申請書類の提出先、および本プログラムに関する問い合わせ先となっています。

大学名（五十音順）	受付担当部署	メールアドレス
大阪大学	共創機構 ベンチャー・事業化支援室	kyousou-vb@office.osaka-u.ac.jp
大阪医科薬科大学	研究推進課	sangakukan@ompu.ac.jp
大阪工業大学	学長室 研究支援社会連携推進課	OIT.Kenkyu@josho.ac.jp
大阪公立大学	スタートアップ創出・支援センター	gr-sngk-sucsuc@omu.ac.jp
関西大学	社会連携部イノベーション創生センター	kucic@ml.kandai.jp
関西医科大学	研究課 産学知財統括係	sangaku@kmu.ac.jp
関西学院大学	研究推進社会連携機構事務部	startup-rd@kwansei.ac.jp
京都大学	成長戦略本部 統括事業部 エコシステム構築領域	venture-incubation02@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp
京都工芸繊維大学	研究推進・産学連携課 産学・地域連携係	sangaku@jim.kit.ac.jp
京都産業大学	研究機構（研究推進担当）	ksu-kenkyusuishin@star.kyoto-su.ac.jp
京都先端科学大学	研究連携センター	liaison@kuas.ac.jp
京都府立大学	産学公連携リエゾンオフィス	liaison-office@kpu.ac.jp
京都府立医科大学	研究支援課	r-kawamu@koto.kpu-m.ac.jp
近畿大学	経営戦略本部 起業推進室	kincuba@itp.kindai.ac.jp
神戸大学	学術・社会共創機構 社会共創部門 起業推進部	icd-gapfund@office.kobe-u.ac.jp
滋賀大学	研究・産学連携推進課産学公連携推進係	soc-coop@biwako.shiga-u.ac.jp
滋賀医科大学	研究戦略推進室	ikode@belle.shiga-med.ac.jp
同志社大学	リサーチ・イノベーション推進機構 イノベーション創出クラスター 産官学連携推進課	jt-liais@mail.doshisha.ac.jp
奈良県立医科大学	研究推進課	sangaku@naramed-u.ac.jp
奈良女子大学	社会連携センター	liaison@cc.nara-wu.ac.jp
奈良先端科学技術大学院大学	（研究・イノベーション推進機構） 起業支援人材	ksac-kigyoshien@ml.naist.ac.jp
兵庫県立大学	社会価値創造機構	sangaku@hq.u-hyogo.ac.jp
立命館大学	起業支援窓口	startup@st.ritsumeit.ac.jp
龍谷大学	イノベーション推進センター	innovation@ad.ryukoku.ac.jp